

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第21号】

三浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

三浦市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年三浦市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「行政文書（三浦市議会事務局規程（昭和54年三浦市議会告示第1号）第11条において準用する三浦市公文書取扱規則（平成15年三浦市規則第42号）第2条に規定する公文書（三浦市情報公開条例（平成15年三浦市条例第21号）第3条第2号ア及びイに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）」を「三浦市情報公開条例（平成15年三浦市条例第21号）第3条第2号に規定する情報として保有する文書等（以下「行政文書」という。）」に、同条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表以外の部分中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、第12条第5項の表以外の部分の改正規定、第17条第2項第1号アの改正規定、第18条第1項及び第2項の改正規定、第31条第2項の改正規定、第32条第3項の改正規定、第38条第1項及び第2項の改正規定、第39条第3項の改正規定、第47条の改正規定並びに第48条の改正規定は、公布の日から施行する。